

監査公表第4号

令和7年2月19日

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 島津 幸男

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課（各支所、各市民センター、大津島ふれあいセンターを含む。）及び移住交流推進課

2 監査の範囲

令和6年4月（一部令和5年4月）から8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和6年10月24日（木）から令和7年2月7日（金）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

地域づくり推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	使用料について、条例に基づいた収納事務がされていないものがあった
	措置状況	今後は条例に基づいた収納事務を行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	施設の修繕に係る契約について、設計図書の記載に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は適正な設計図書の作成を行います。
イ	指摘事項	周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積もり合わせが執行されているものがあった。
	措置状況	今後は会計年度に応じた見積もり合わせを執行いたします。

(3) 財産管理事務

ア	指摘事項	市民センターの使用に係る許可、変更及び取消について、条例に基づいた手続きがされていないものがあった。
	措置状況	今後は条例に基づいた申請受付を行います。

(4) 指定管理事務

ア	指摘事項	指定管理に関する事業計画書について、基本協定書において定められた期日までに受理されていないものがあった。
	措置状況	今後は、事業計画書の提出について定められた期日までに行うよう指示し、基本協定書に基づいた事務処理を徹底いたします。
イ	指摘事項	指定管理者が指定管理施設の管理業務の一部を第三者へ委託することについて、適切な手続きをとるよう指導されていないものがあった。
	措置状況	今後は、第三者委託の場合の事前承認について、基本協定書に基づいた事務処理を徹底いたします。
ウ	指摘事項	指定管理施設に関する保険加入について、保険加入義務の履行状況や加入内容を把握していないものがあった。
	措置状況	保険証書の提出を受け加入内容等の確認を行いました。今後は、適切な事務処理を徹底いたします。